下「最終弁済日」という。）に、後記イ③に定める弁済額を最終弁済として支払う（以下「最終弁済」という。）。なお、最終弁済日は、本弁済日（本節第２、２(6)の本弁済日をいう。以下同じ。）以前の日として管財人が指定する。

④　運転資金留保金の弁済

管財人は、後記第２、２(6)アに定める本弁済日において、将来傭船料債権更生担保権に対し、後記イ①の定めに従い第１回弁済時に控除された(C)に定める運転資金留保金相当額を支払う。

イ　弁済額

①　第１回弁済額

第１回弁済の弁済額は、以下の(A)の第１回傭船利益から、(B)の第１回傭船料回収金更生協力金及び(C)の運転資金留保金を控除した額とする。

第１回弁済額＝(A)－(B)－(C)

(A)　第１回傭船利益

更生手続開始申立日から更生計画認可決定後に最初に到来する本決算日又は中間決算日までの間（以下「第１回弁済計算期間」という。）の現行傭船契約に基づく傭船料債権の回収金から、傭船料債権の回収金を得るために必要となる第１回弁済計算期間に発生、あるいは支払った次の費用（以下「傭船費用」という。）を控除した後の残額として裁判所の許可を得た額（以下「第１回傭船利益」という。）

(a)　船舶維持管理に要する費用（船費、船舶運航管理費、ドック費等の一般管理費、業務委託費等）

(b)　更生会社の運営及び管財業務の遂行に必要となる費用（業務委託費、管財人・管財人代理報酬、専門家報酬等）

(c)　設備投資費用

(d)　その他、当該傭船料債権の回収金を得るために必要となる一切の費用

(B)　第１回傭船料回収金更生協力金

第１回弁済計算期間における、①更生会社の業務及び財産に関し管財人又は更生会社（会社更生法72条４項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合に限る。）がその権限に基づいてする貸付金相当額、②更生債権者に対する弁済金、③その他、傭船費用に該当しない更生会社の事業遂行及び本件更生手続の管財業務遂行に合理的に必要な費用（以下①～③の費用を併せて「傭船料回収金更生協力金」という。）をいい、管財人と将来傭船料債権更生担保権者が協議し、裁判所の許可を得て定める額

(C)　運転資金留保金

将来の更生会社の運転資金として留保する運転資金留保金

②　各回弁済額

各回弁済の弁済額は、それぞれ、以下の(A)の各回傭船利益から、(B)の各回傭船料回収金更生協力金を控除した額とする。

ただし、第１回弁済計算期間経過後の各半期（以下「各回弁済計算期間」という。）において、運転資金留保金が本章第１節第１、２(2)イ①(C)に規定する金額を下回る場合には、当該運転資金留保金相当額の預金を確保するのに必要な金額は各回弁済に充てず、運転資金留保金として扱うものとする。

(A)　各回傭船利益

各回弁済計算期間に生じた現行傭船契約に基づく傭船料債権の回収金から、各回弁済計算期間に発生、あるいは支払った傭船費用を控除した後の残額として裁判所の許可を得た額（以下、「各回傭船利益」という。）

ただし、第１回弁済日が、前記(2)ア①に定める「(イ)認可決定確定日から１か月後の日」となる場合には、第１回弁済計算期間の経過後から第１回弁済日の直後の中間決算日又は本決算日までを第２回弁済計算期間とする。

(B)　各回傭船料回収金更生協力金

各回弁済計算期間における傭船料回収金更生協力金として、管財人と将来傭船料債権更生担保権者が協議し、裁判所の許可を得て定める額

③　最終弁済額

最終弁済の弁済額は、(A)最終の各回弁済の計算期間の末日である本決算日又は中間決算日以後に回収した傭船料債権の回収金から傭船費用を控除した残額として裁判所の許可を得た額（以下「最終傭船利益」という。）から、(B)最終弁済日までの間の傭船料回収金更生協力金として、管財人と将来傭船料債権更生担保権者が協議し、裁判所の許可を得て定める額を控除した額とする。

ウ　傭船料回収金更生協力金の精算

第１回傭船利益、各回傭船利益ないしは最終傭船利益から、①更生会社の業務及び財産に関し管財人又は更生会社（会社更生法72条４項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合に限る。）がその権限に基づいてする貸付金相当額として控除した傭船料回収金更生協力金につき、貸付先から返済を受けた場合の返済金相当額及び、②傭船費用に該当しない更生会社の事業遂行及び本件更生手続の管財業務遂行に合理的に必要な費用として控除した傭船料回収金更生協力金につき、後日余剰が生じた場合の余剰分相当額については、各返済金相当額及び（又は）余剰分相当額が確定した直後の各回弁済日、最終弁済日あるいは本弁済日のいずれか早く到来する期日において、将来傭船料債権更生担保権者に対して弁済する。

エ　円貨以外の通貨に関する特則

円貨以外の通貨により将来傭船料債権更生担保権に対する弁済額が算定される場合には、当該円貨以外の通貨額に関しては、各弁済日の前日のレート（株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の直物為替建値）によって円換算した金額を弁済する。この場合、実際に弁済した円貨額が将来傭船料債権更生担保権の弁済額となるものとする。

(3)　確定更生担保権額を下回った場合の措置

傭船料債権の回収金を原資とする、第１回弁済額、各回弁済額、最終弁済額及び運転資金留保金の合計額（前記(2)ウの傭船料回収金更生協力金の精算金として弁済される額を含む。以下「傭船料債権回収金弁済総額」という。）が将来傭船料債権更生担保権の確定債権額を下回った場合（以下、下回った金額を「確定更生担保権不足額（将来傭船料債権）」という。）、将来傭船料債権更生担保権のうち確定更生担保権不足額（将来傭船料債権）に相当する金額については、本章第３節第２の定めを準